

多様な集落営農を支援します

小規模農家が共同で営農を行う集落営農は、当面、法人化を目指さない場合であっても、農作業の受託や農業機械の共同利用など、多様な形態により地域の水田農業を維持するシステムとして有効です。

県では、これらの多様な集落営農の組織化と機械施設の整備を支援する新たな事業を作りました。

【事業内容】

■集落営農の組織化支援

実施主体：市町村、地域担い手育成総合支援協議会

内容

- 集落営農世話人会の設置
- 集落営農ビジョンの策定（作付計画、機械利用計画など）
- 集落関係者間の合意形成活動（集落営農事例視察研修など）

事業費：【上限10万円】

実施期間：平成20～22年度（1地区1カ年）

負担区分：県2/3、

町1/3

■農業用機械施設の導入などに必要な経費の支援

実施主体：集落営農組織など

内容：

- ①農業用機械及び付帯施設の新規導入②個人所有機械の処分

事業費：

- 集落内の過半の農地を作業受託により集積する場合【上限1千万円】

- その他の場合【上限500万円】

実施期間（採択年度）：平成

20～22年度（1地区2カ年）

負担区分：県1/3、

町1/6、

集落営農組織1/2

障害者手帳の統合について

鳥取県では、障害福祉サービスの一元化などにより、平成20年4月から3障害手帳を統合することになりました。

併せて、顔写真が古くなって、本人確認が難しい手帳が多くあることを考慮して、原則10年経過したら、手帳の再交付申請をしていただくようお願いするにしました。

■新しい制度について

①手帳の統合

【サイズ】身体障害者手帳（縦11・4センチ×横7・5センチ）の大きさに統一

【形式】手帳を開かずに表示できる形式（定期入れ様）に統一

【色】同一色（深緑）

【表記】カバーは県章の表記のみに。カバーの窓から見える台紙の表記は、「障害者手帳」及び「鳥取県」で統一

②手帳の再交付

【身体障害者手帳】

手帳の交付または再交付時から10年ごとに再交付申請が必要

【療育手帳（50歳を超える方）】

10歳刻みごとに再交付申請が必要

【精神障害者保健福祉手帳】

これまでどおり、2年ごとに更新（認定）

*再交付申請をして新しい手帳に切り替わります。

*現在所持されている手帳は

切り替えまでの間、そのまま使えます。

*切替期間がきてなくても、希望される場合は対応します。

■再交付申請に必要なもの

再交付申請書、顔写真（無帽正面上半身、最近撮影したもの。縦4センチ×横3センチ）、印鑑 ※障害程度の変化などによる再交付申請については、診断書などの書類が必要となります。

■その他

次の場合は届出が必要です。

①住所、氏名、保護者名などが変わったとき

②手帳を紛失・破損したとき、または障害の状態に変化があったとき

③障害の状態がなくなった場合や死亡された場合

■届出及び手続き場所

本庁福祉保健課

☎0859・54・5207

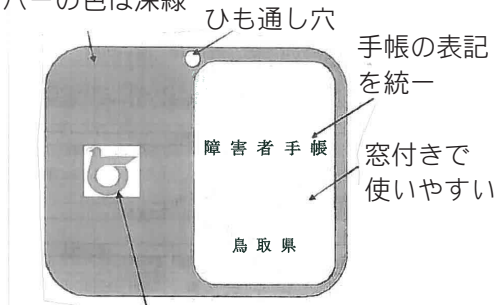
中山支所総合窓口課

☎0858・58・6112

大山支所総合窓口課

☎0859・53・3311

カバーの色は深緑



県章が入ります